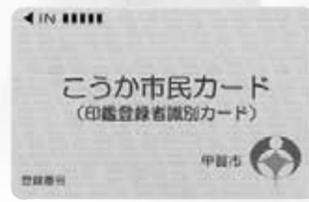


旧町発行の「印鑑登録カード」は「こうか市民カード」に交換を

自動交付機で証明発行ができるようになります



▲こうか市民カード



▲旧町のカード6枚 (甲賀二種類)

市では、旧町で発行された写真の「印鑑登録カード」をお持ちの皆さんに「こうか市民カード」(印鑑登録者識別カード)への交換をお願いしています。(旧カードからの交換手数料は無料)
お得で便利な自動交付機が利用可能に
 「こうか市民カード」に暗証番号を登録すると自動交付機を利用して、休日・夜間*も印鑑登録証明書・住民票・住民票記載事項証明の交付を受けることができます。

また、発行手数料も窓口での発行よりも100円ずつお安くなりますので、ぜひカードの交換手続きをご検討ください。

- 自動交付機設置場所
旧支所である4つの地域市民センターと水口庁舎市民窓口センター
- 自動交付機稼働時間
①平日：朝8時から夜8時まで
②休日：朝9時から夕方5時まで

カード交換手続きの方法

●本人確認ができる場合
運転免許証などをお持ちの方で、本人自らが申請される場合、その場で暗証番号を登録した「こうか市民カード」を交付します。
 ※カード発行手続きにはお時間をいただくことをご了承ください。

本人確認ができない場合

交付までに数日の時間がかかります。
 ※「印鑑登録カード」を「こうか市民カード」と交換する場合は無料(新規発行、再発行は3000円)

●本人が確認できる書類(官公署の発行した写真付のもの)・印鑑(認印可)・旧町発行の「印鑑登録カード」(お持ちの方)
手続きに必要なもの
 本人が確認できる書類(官公署の発行した写真付のもの)・印鑑(認印可)・旧町発行の「印鑑登録カード」(お持ちの方)

教育振興のため市に「ご寄附」

セントラルフジイ株式会社代表取締役藤井宏次氏が12月24日、市内小中高等学校の図書室の充実の為に250万円の浄財をお寄せいただき、中嶋市長に目録が贈呈されました。藤井様からは、毎年市内の教育施設にご寄附を寄せていただいています。



▲中嶋市長から贈られた感謝状を手にする藤井氏

頂いた浄財は、市の教育振興のため大切に使用させていただきます。

ひとり親家庭等入学支度金の申請

市では、児童の健やかな成長、学校生活の充実を願って、小学校、中学校に入学する児童を養育しているひとり親家庭(母子家庭、父子家庭)の母(父)、または養育者家庭の方に入学支度金を支給します。

■対象
 平成26年2月1日現在で甲賀市内に引き続き1年以上お住まいの方(住民登録がある方)で、平成26年4月に小学校、中学校に入学される児童を養育しているひとり親家庭、もしくは両親のいない家庭の方。

■申請期間
2月3日(月)～2月28日(金)
 8時30分から17時15分まで(土・日・祝日は除く)

■申請場所
 市民窓口センター、各地域市民センター(旧4支所)

■支給額
 小学校入学…平成19年4月2日生～平成20年4月1日生まれ/5,000円
 中学校入学…平成13年4月2日生～平成14年4月1日生まれ/10,000円

■支給日 平成26年3月28日(金)予定
 ※手続き期間後の申請は認められませんのでご注意ください。(個別に通知はいたしません)
 ※支給要件等詳細はお問い合わせください。

問い合わせ
 こども応援課 児童家庭支援係
 ☎65-0705 / ☎63-4085

ご意見をお寄せください 市教育振興基本計画 後期計画(案)

市教育委員会では、「甲賀市教育振興基本計画後期計画」の策定準備を進めています。

この計画では、平成22年2月に策定した「甲賀市教育振興基本計画」に掲げる10年を通じてめざす教育の姿を継承しながら、これまでの成果や課題を見極め、平成26年度から向こう5年間で甲賀市がめざす「自立」と「共生」、そして、市民一人ひとりの自己実現が可能な社会づくりに向けた教育の基本的な方向や重点施策等を取りまとめています。

そこで、この計画の原案について、その内容を公表し、広く市民の皆さんからのご意見を募集します。

問い合わせ
 教育総務課 総務企画係
 ☎86-8152 / ☎86-8380
 Eメール
 koka30100300@city.koka.lg.jp

●意見募集期間
2月3日(月)～3月4日(火)の30日間

●計画(案)公表場所
 市ホームページに掲載。教育総務課(市役所甲南庁舎)、市民窓口センター(市役所水口庁舎)、旧支所の地域市民センター(土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センター)に閲覧場所を設置。

●意見を提出できる方
 ・市内に在住または在勤・在学する方
 ・市内に事業所・事務所を有する個人および法人その他団体

●意見の提出方法
 住所、氏名、電話番号(市外在住で市内勤務の方は勤務先、市内在学の方は学校名)、意見のあるページ番号などを明記のうえ、持参、郵送、FAX、Eメールで提出してください。(持参の場合は、各閲覧場所へ提出)

●意見の回答について(公表)
 ご意見をいただきました内容は、住所・氏名などの個人情報を除き回答と合わせて、ホームページで公表させていただきます。

「難病」の方も 障害福祉サービス等の 利用が可能に

サービス希望される方は申請を

障害者総合支援法の施行に伴い、「障がい者」の定義の範囲が見直され、難病(難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関連リウマチ)が追加されました。

これに伴い、病状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができなかった方も、必要と認められた場合は障害福祉サービス(児童は障害児通所支援及び障害者入所支援)・相談支援・補装具及び地域生活支援事業が利用できるようになりました。

サービスを受けることを希望される方は利用申請をお願いします。

申請に必要なもの

- ①各種福祉サービスに必要な書類
- ②サービス受給の対象となる病名が記載された医師の診断書の原本(本人の名前、生年月日、住所、診断名が記載)
- ③②もしくは特定疾患医療受給者証 登録証

※申請後、自立支援課で審査を行った後、サービスの支給決定を行います。

詳しいサービスの利用方法・内容については自立支援課までお問い合わせください。

問い合わせ
 自立支援課 自立支援係
 ☎65-0702 / ☎63-4085